

会報 No426 令和8年9月1日(火) 発行

めぐろ青色

めぐろ青色申告会
ホームページ発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-aoiro-forum.com

「青色申告端緒の地」を誇りに「記帳支援団体」から脱却し、「経営支援団体」へと役割を進化させ、地域とともに歩みます

青色申告特別控除 天国と地獄！
最高75万円、条件次第で0円に！

令和9年分から青色申告特別控除は10万円・65万円・75万円の3区分となり、55万円控除は廃止されます。75万円控除には、従来の要件に加え、「優良な電子帳簿」の保存など電子化への対応が必要です。

優良な電子帳簿に対応するには、事前の準備が必要。早めに対応しておくのが絶対おススメ!!



〈複式簿記で帳簿をつけている方〉

条 件	控除額	
	改正前	改正後
65万円控除の条件に加え「優良な電子帳簿」で記帳・保存した場合（届け出等も必要となります）	65万円	75万円
所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行う場合	65万円	65万円
所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合	55万円	10万円

※紙による申告を続ける場合は、10万円控除となる可能性があります

詳しくはコチラ
(国税庁HP)

〈簡易簿記で帳簿をつけている方〉

条 件	控除額	
	改正前	改正後
前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合	10万円	10万円
前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合	10万円	0円 ^{※1}

※1 不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記の場合と同様に最大10万円となります。

詳しくはコチラ
(国税庁HP)

ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」

今後とも、本財団での活躍はもとより、上部団体におかれましても、そのご活躍を役員一同、心を一つにして支えてまいります。

さて、今後は、東京地区青色申告会連合会会長のほか、一般社団法人全国青色申告会総連合（全青色）の副会長としてもご活躍されています。

6月29日、本財団の橋本良子理事長が、上部団体である一般社団法人東京青色申告会連合会（東青連）の第28回定時総会において、東青連初の女性会長に就任されました。

〈橋本良子理事長〉
東青連ニュースより【橋本良子理事長
東青連会長に就任!】

女性初!

花島税務署長

着任のご挨拶

目黒税務署長
ハナシマヤスオ
花島 康夫氏

初秋の候、一般財団法人めぐろ青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、目黒税務署長を拝命しました花島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

橋本理事長をはじめ、役員並びに会員の皆様、そして事務局の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、橋本理事長におかれましては、本年6月に東京青色申告会連合会の会長にご就任されましたことを、心よりお祝い申し上げます。その卓

越した行動力を存分に発揮され、東京青色申告会連合会並びに「青色申告端緒の地」である、めぐろ青色申告会の活動がさらに発展されますよう、今後の益々のご活躍を心より祈念申し上げます。

さらに、昨年より貴会の提案でスタートした「税に関する動画グランプリ」は、税に関する理解、青色申告の普及、さらには未来の納税者の育成と納税道義の高揚を図る大変意義深い活動であり、租税教育への熱意とご尽力に敬意を表し、本年の成功も心より期待しております。

さて、令和8年度税制改正により、令和9年分の確定申告から青色申告特別控除が改正されます。複式簿記による記帳の重要性が一層高まることから、国税当局としては制度改正の周知及び広報に努めてまいりますので、貴会におかれましては、会計ソフトの活用を含めた記帳指導を通じて、会員の皆様への支援に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国税当局では「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、e-Taxやキャッシュレス納付の利用拡大を推進しております。皆様方のご理解とご協力を賜りながら、より利便性の高い税務行政の実現に取り組んでまいります。

結びとなりますが、一般財団法人めぐろ青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

出身地…石川県志賀町
前勤務署、前担当部署、前役職…税務大学校 研究部 総括主任教授
趣味…神社・仏閣巡り（御朱印集め）、散策（街ブラ）
血液型…O型
応援するスポーツ、スポーツ選手など…野球（MLB日本選手）、男子バレー、バスケットボール（部活でやりました）
モットー…日々感謝

目黒税務署 新任紹介

個人課税第1部門
統括国税調査官
フクマ ノリユキ
福間 紀之氏

出身地…広島県呉市
前勤務署、前担当部署、前役職…鶴見税務署 個人課税第1部門 統括国税調査官
趣味…ジョギング
血液型…A型
応援するスポーツ、スポーツ選手など…マラソン選手（有森裕子）

モットー…優しく思いやりのある大きな人物になりたいです。
《赴任にあたっての一言》
めぐろ青色申告会で共に活動できることとても光栄に思います。役員や会員の皆様方と沢山お話ししたいです。どうぞ1年間よろしく願いたします。

2年目もお世話になります

【副署長】島田 康夫氏
【個人課税第1部門
記帳指導推進官】

平岡 健太氏

【令和8年分路線価
5年連続の上昇】

国税庁は7月1日、令和8年分の路線価図等を公表しました。

全国の標準宅地の路線価平均が2.9%（前年は2.7%）、東京都の平均は9.4%（前年は8.1%）上昇し、5年連続の上昇となりました。

路線価とは

相続税や贈与税において土地等の価額は時価により評価することとされており、その評価額の基準となるのが路線価です。

路線価は、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています。）のことであり、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

相続税や贈与税を計算するためだけではなく、「土地を所有している人」「親から土地を引き継ぐ可能性がある人」「不動産投資をしている人」にも関係する情報です。

【令和8年分】

目黒区 路線価図
（国税庁ホームページより）会員のための
無料相談

要ご予約

ご予約・お問い合わせ

☎ (3713) 1141

会場

目黒青色申告会館

土曜の

特別サポート日

（9時～11時15分）

9月5日

9月26日

10月3日

10月24日

*10時受付終了

*変更となる場合はホームページでお知らせします

【無料法律相談】

東京弁護士会所属の顧問弁護士が対応します。

めぐろ青色申告会へご相談ください。

■1人1時間以内

午後1時30分

または、午後3時

■相談日

9月17日(木)

10月15日(木)

11月19日(木)

相談日は、変更になる場合がございます。事前に最新の情報をご確認ください。

決算期前にチェック!

その家事按分 本当に大丈夫?

✓ 決算期に帳簿を確認していると、家事按分を正しく計算していないケースが意外と多く見受けられます。

自宅兼事務所で仕事をしている場合、家賃や電気代、通信費などは、**事業で使用した割合を「家事按分」して経費にすることが**できますが、「毎年50%にしているから」「なんとなくこのくらい」といった感覚だけで割合を決めるのは注意が必要。家事按分は、仕事で使っている面積や時間など、**合理的な根拠に基づいて「明確に区分」して計算することが大切**です。

また、プライベートで使用した分まで経費にすることはできません。**按分割合の根拠や計算方法を記録しておきましょう。**

こんにちは! あおのとりです。
青い羽は青色申告、白いおなか
は白色申告。青と白の力で、個人事業主のみなさんを応援します!



家事按分のポイントは
「合理的な根拠」と「記録」です

決算前にもう一度、家事按分の内容を見直してみましょう。
わからないことや判断に迷ったら、記帳サポート(予約制)でご相談ください。

よくある間違い

✗ 「なんとなく 50%」で按分している
根拠がない割合にしていると、
実際の使用状況と合わない場合があります。

✗ 家賃や携帯電話代を
全額経費にしている

事業(不動産賃貸)とプライベートの両方で使用している場合は、事業(不動産賃貸)で使用した分だけが経費になります。



✗ 電気代・水道代・通信費を
すべて同じ割合で
按分している

費用によって使用状況は異なるため、具体的な根拠の割合で計算する必要があります。



✗ 按分割合の根拠を記録していない

面積や使用時間など、割合を決めた理由を残しておく、後から確認する際も安心です。

按分方法は、
「面積」「使用時間」「使用距離」「使用量」などがあります

そろそろ準備スタート

* 予約開始や申込方法については、あらためてご案内します。

令和 8 年分 年末調整・決算サポート日決定!

* 日程が変更になる場合は、ホームページ等でお知らせします。

【年末調整サポート】

2026(令和8)年
12月8日(火) ~ 24日(木)

年末調整の準備として、対象者(専従者・従業員・パート)を確認し、各種申告書を配布しましょう。書類は11月下旬までに回収できるよう、お早めの対応を!

【決算・個人サポート】

(所得税)
令和9年1月21日(木) ~ 3月11日(木)

(消費税)
令和9年3月16日(火) ~ 3月31日(水)

確定申告は事前準備が肝心。帳簿や領収書を整理し、支払調書などの必要書類もそろえておきましょう。

帳簿づけが不安な方は
記帳サポート(予約制)を
受講してください



【NEW】青色弁護士費用保険 新登場!

* 詳しくは同封のチラシをご覧ください

突然の法律トラブル、その備えはありますか?

マンションの入居者トラブル

カスタマーハラスメント(カスハラ)による営業妨害

取引先との契約トラブル … などなど

「こんなことまで!？」と思うようなトラブルにも対応。

個人事業主を取り巻く
さまざまなトラブルに。
法律相談費用や
弁護士費用を補償します



メンバーズカードが新しくなります

★ご自身で会員番号をご記入ください



現在お使いいただいているメンバーズカードの有効期限は、9月30日までとなっています。

今回、デザインを一新した新しいメンバーズカードをお届けしています(同封の「新メンバーズカード在中」をご確認ください)。

めぐる青色申告会の会員であることを証明する大切なカードです。提示が必要なサービスもあります。ぜひご活用ください。

★有効期限

2031年9月30日
紛失時の再発行手数料
300円(税込)

★会員番号がわからない方は事務局へお問い合わせください

青色申告会会員が利用できる優待サービスです。

飲食店やレジャー施設などで各種優待を利用できます。



詳細は一般社団法人東京青色申告会連合会のホームページをご確認ください。ご利用にはパスワードが必要です。事務局までお問い合わせください。

会員が利用できる優待サービス 青色サービスパス付

ご自身で会員番号をご記入ください

No.

〈有効期限〉
2031年9月30日まで

会員番号をご自身で記入ください。

注意事項

- 本財団や業務提携している各種事業をご利用の際は、このカードをご提示ください。
- このカードは本財団の会員資格を証明する大切なものです。万一の紛失・汚損などの場合は、早急にご連絡ください。(再発行手数料：300円(税込))
- 本財団を退会した場合、退会日をもって本カードは失効します。カードは返却または破棄処分してください。

(一財)めぐる青色申告会 〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3
TEL:03-3713-1141 FAX:03-3713-1185

<ウラ面>

めぐる青色申告会ならではの

研修会のご案内

税務・相続・不動産など、事業や暮らしに役立つ研修会を開催いたします。ぜひご参加ください。



日 時	研修内容	講 師	備 考
10月22日(木) 9:30～	不動産賃貸管理	パナソニックホームズ不動産(株)	※詳細は同封のチラシをご覧ください
10月23日(金) 18:00～	消費税 初級編	大野治樹税理士	
10月26日(月) 18:00～	相続税 基礎編	田中浩太郎税理士	
10月30日(金) 13:30～	相続税 基礎編	菅野将税理士	※受付開始は10月以降となります。 内容の詳細が決まり次第、改めてご案内いたします
11月11日(水) 18:00～	消費税 中級編	大野治樹税理士	
11月14日(土) 9:15～	相続税 実務編	田中浩太郎税理士	
11月17日(火) 18:00～	相続税 実務編	菅野将税理士	
11月18日(水) 13:30～	成年後見人制度	山崎純一郎顧問弁護士	
11月25日(水) 14:00～	南極体験講演会	ミサワホーム(株)	

※研修内容・講師等は変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

事業報告 (R8.7.1～R8.7.31)

◎入退会者数	入会：6名	退会：25名
◎青色共済		
入院見舞金	19件	251,000円
弔慰金	1件	300,000円
特別弔慰金	2件	160,000円
傘寿祝金	3件	110,000円
◎東京青色傷害保険	5件	583,200円 (5月実績)
◎小規模企業共済	老齢給付 1件	死亡請求 1件
◎来局者数		
記帳サポート関連		289名
共済・保険関連		42名
旅行関連 (紀州鉄道・フジプレミアムリゾート)		2名
その他 (物品購入・他団体)		76名

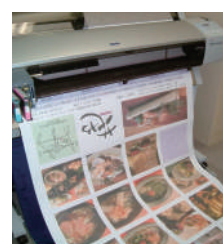
口座振替ごよみ

9/7(月)
簡易保険・月払
青色共済年金
経理事務代行料④*
9/18(金) 小規模企業共済
9/28(月) アフラックがん保険
※記帳について
④ (所得税) 経費計上可
(消費税) 課税

納税ごよみ

9/30(水)
・固定資産税・都市計画税の
第2期分の納税期限 [都税]

<大型プリンタ印刷サービス終了のお知らせ>



機材の修理対応期間終了に伴い、大型プリンタ印刷サービスは令和8年7月末を

もちまして終了いたしました。これまでご利用いただいた皆様、ありがとうございました。